

安定器・汚染物等の処理について

令和3年8月

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

さらなる処理促進策の検討

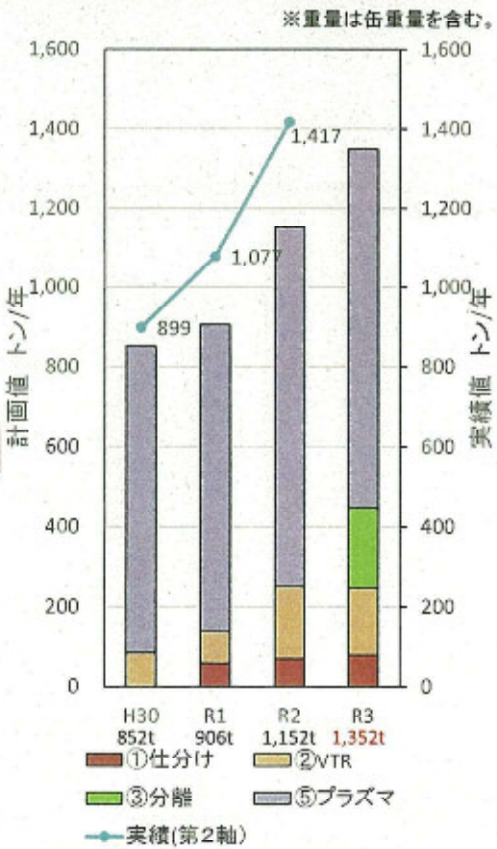
①安定器の仕分け(事業所内:平成29年12月～)
「非PCB安定器の分別」と「コンデンサー外付け型安定器のコンデンサーの取り外し」について、保管事業者に徹底を要請するとともに、JESCO PCB処理事業所においても実施。
【プラズマ処理対象量の削減効果】約307トン(うち令和3年度:約80トン)

②小型電気機器等のVTR処理(平成30年8月～)
3kg未満の小型電気機器のうち、塩化ビニルで被覆されているもの(チューブラコンデンサー)等を除き、真空加熱分離装置(VTR)で処理を実施。また搬入時に安定器等を詰めていたドラム缶についても、その大半の処理を実施。
【プラズマ処理対象量の削減効果】約565トン(うち令和3年度:約168トン)

③安定器の分離処理(令和3年度～)
安定器を、PCBを含むコンデンサー内蔵部と、それ以外のトランス内蔵部に分離し、トランス内蔵部はプラズマ熔融分解以外の方法で処理を実施。
【プラズマ処理対象量の削減効果】約229トン(うち令和3年度:約220トン) **400tから減少**

④汚染物の無害化処理認定施設での処理(令和2年度～)
塗膜、感圧紙、汚泥等のPCB汚染物(PCB濃度0.5%～10%)の処理体制の構築のため環境大臣の無害化処理認定施設の処理対象を拡大する制度改正を実施。
【プラズマ処理対象量の削減効果】約173トン(うち令和3年度:約86トン)

⑤プラズマ処理能力の向上(令和2年1月～)
プラズマ熔融炉への投入間隔の短縮、1回当たりの投入量の増量等を実施。
【プラズマ処理能力の向上効果】約742トン(うち3年度:約200トン)



処理促進策による処理量増加の見込み量(④を除く) 約1,843トン(うち令和3年度:668トン)

処理見込量

第45回監視会議報告値

	令和元年度 までの 処理実績	令和2年度 処理 見込み量	令和3年度の処理見込み					合計	令和3年度 処理計画 量	令和3年度 末残量
			JESCO 搬入荷姿 登録分	JESCO 予備登録分	JESCO 未登録数量分	掘り起こし 新規発見分	小計			
合計	6,363t	1,380t	2,119t	122t	334t	560t	3,135t	10,878t	1,548t	1,587t

令和3年7月末時点

	令和元年度 までの 処理実績	令和2年度 処理 実績	令和3年度の処理見込み					合計	令和3年度 処理計画 量	令和3年度 末残量
			JESCO 搬入荷姿 登録分	JESCO 予備登録分	JESCO 未登録数量分	掘り起こし 新規発見分	小計			
合計	6,363t	1,418t (+38t ^{※2})	2,299t (+180t ^{※2})	4t (-118t)	141t (-193t)	350t (-210t)	2,794t	10,575t (-303t)	1,352t (-196t)	1,442t (-145t)

処理方法の変更

取り下げ

多量保管者の登録促進/
掘り起こし調査の推進

安定器の分離による
処理促進効果の見直し

※2 ()内の数量は第45回監視会議からの増減

※3 第45回監視会議時点の荷姿登録量と、令和3年7月末時点の荷姿登録量と令和2年度処理量の合計量の差分

処理方針案

現状と課題

○変圧器・コンデンサー等

・JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある。
・北九州事業エリアで継続保管となっているコンデンサー等の処理を行う必要がある。

○安定器・汚染物等

・安定器・汚染物等については、北九州事業所、北海道事業所ともに、掘り起こし調査により処理対象量が増加したため、処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況である。

対策

・今後新規発見が見込まれる変圧器・コンデンサー等の掘り起こしを着実に進めるため、関係省庁や自治体と連携した周知、産廃振興財団による判定支援を実施。

・安定器等のプラズマ処理については、安定器の仕分けや分離処理等により処理を促進するとともに、みなし安定器のJESCOへの搬入量を減らすため、地方環境事務所やJESCO、産廃振興財団による仕分け支援を強化。汚染物等についても性状を確認し、保管事業者と必要な前処理や仕分けを実施。

PCB処理基金の用途を拡大し、処分費用に加えて、運搬費等への助成(R2.10.1～R3.7.3の間に契約した約12,800件のうち約8,300件が助成を活用)等を実施し、処理を促進。

さらなる対策

各事業エリアの高濃度PCBの処理を完了させるため、全国規模での処理促進策(JESCO5事業所の活用、事業所間の連携等)を検討する。